

県外での里帰り出産等で、鳥取市が委託していない医療機関で受診される方へ

—鳥取市委託外医療機関等での各種健康診査等費用助成— R7.4～

鳥取市では、里帰り出産等で鳥取市が委託していない医療機関で妊婦一般健康診査や産後健康診査等を受診される場合、上限を設けてその費用を助成します。

※「妊婦一般健康診査」(以下、「妊婦健診」)の受診票は、鳥取県内の他、島根県、岡山県の一部の医療機関でも使用できます。受診される医療機関にお問い合わせください。使用できない医療機関で受けられた場合、本助成の対象です。

※「新生児聴覚検査」・「産後健康診査」(以下「産後健診」)・「1か月児健康診査」(以下、「1か月児健診」)は、鳥取県以外の医療機関で受けられた場合、本助成の対象です。

【受診の際の注意事項】

(1) 受診時、鳥取市に住民票のある方が対象です。転出された場合は転出先自治体にご相談ください。

(2) 健診や検査費用は、一旦、全額を受診した医療機関にお支払いいただきます。

(3) 領収書・明細書を、下記「必要書類等」の③のとおり、医療機関に発行してもらってください。

(4) 産後健診費の助成には、「産後質問票」による問診が必要です。

* 受診希望医療機関に事前に確認し、実施可能な場合は医療機関宛の文書(依頼文と産後質問票)を受診の際、持参してください。

(5) 助成対象となるのは、保険適用外(自費)の費用のみです。

【必要書類等】

① 申請書 ※記入例を参考に記入してください。

② 使用しなかった受診票

③ 医療機関が発行する領収書原本と明細書

※「妊婦健診」「妊婦歯科健診」「産後健診」「新生児聴覚検査」「1か月児健康診査」などと明記されていて、検査内容

(GBS・HTLV-1 抗体・クラミジア抗原など)や金額の内訳が分かるものが必要です。(原本提出)

領収書や明細書に内訳が印字されていない場合は、医療機関に記載してもらってください。

④ 母子健康手帳の各種健康診査、検査等の日付・医療機関名・結果が記入されたページの写し

※裏面を参考に、母子健康手帳に必要事項が記載されているか確認してください。

(5) 産後健診については、「産後質問票」(医療機関の押印のあるもの)

(6) 申請者の印鑑、振込口座の分かる物(来所して申請書を記入される場合はご持参ください)

【申請方法】

・必要書類を揃えて、来所または郵送で申請してください。

※申請書及び委任状は、鳥取市公式ホームページからダウンロードできます。(申請書は年度により異なります。受診日の属する年度の申請書を使用してください。)

【その他】

・提出された領収書原本は、鳥取市からの支出額を明記し返却します。(必要な場合はコピーを取ってから提出ください。)

・受付完了後、振込までに2週間程度必要です。

・振込日近くになりましたら、振込通知(シール式のハガキ)が、鳥取市出納室から申請者に送付されます。

【問い合わせ・申請先】

鳥取市子ども家庭センター 子育て支援係

住所：〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市駅南庁舎1階 ①番窓口

電話：0857-30-8587

妊娠中の経過

[illegible]

妊娠

妊婦

※片頭痛の原因を治さないと、外出時、いつも持参しましょう。

4502

妊婦

※検査結果を記載する場合は、妊婦に影響し胎児を傷めること